

指定開発行為「ペットボトルの循環型リサイクル施設」に係る条例環境評価審査書の
公告について（お知らせ）

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告しましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

株式会社 ペットリバース

代表取締役社長 稲田 修司

川崎市川崎区扇町12番2号

2 指定開発行為の名称及び所在地

ペットボトルの循環型リサイクル施設

川崎市川崎区扇町12番1号

3 条例環境影響評価審査書の公告年月日

平成14年7月31日（水）

4 指定開発行為者問い合わせ先

株式会社 ペットリバース

川崎市川崎区扇町12番2号

電話 044-366-3200

（環境局環境評価室 担当）

電話200-2156

ペットボトルの循環型リサイクル施設に係る条例環境影響評価審査書（概要）

平成14年 7月 川崎市

はじめに

「ペットボトルの循環型リサイクル施設」（以下「指定開発行為」という。）は、株式会社ペトリバース（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区扇町12番1号の新日本石油（旧 日石三菱）株式会社敷地の一部を借り受け、主として容器包装リサイクル法に基づき使用済みとなった一般廃棄物としてのペットボトル、及び産業廃棄物のペットボトルを原料として加工処理して、ペットボトル用樹脂へと再生するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査し、その予測評価を行い、平成14年1月31日当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

川崎市では、この提出を受け、前述の準備書の公告・縦覧を行ったところ、意見書1件の提出があった。そして、指定開発行為者からこの意見に対する見解書の提出があり、これを公告・縦覧した。これらの手続きを経て、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。

その結果、条例環境評価準備書等を基に総合的に審査が行われ、審議会から平成14年7月12日答申があった。

この答申を踏まえ、本審査書を作成した。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

株式会社 ペットリバーズ
代表取締役社長 稲田 修司
川崎市川崎区扇町12番2号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

- ・名称：ペットボトルの循環型リサイクル施設
- ・種類：工場又は事業所の新設（第3種行為）
廃棄物処理施設の新設（第2種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第3条で規定する別表第1の5（第3種行為）及び7（第2種行為）に該当）

- ・適用される手続：第2種行為の手続

(3) 指定開発行為を実施する区域

- ・位置：川崎市川崎区扇町12番1号
- ・区域面積：52,670 m²
- ・用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

廃棄物となったペットボトルを原料として加工処理して、ペットボトル用樹脂へと再生する。

イ 土地利用計画

製造設備等	6,801 m ² (12.9%)
屋外設備	8,668 m ² (16.5%)
緑化地	13,330 m ² (25.3%)
構内通路・駐車場	23,871 m ² (45.3%)

ウ 処理設備工程

ペットボトル粉砕工程，異種プラスチック分離工程，フレーク解重合工程，着色物・イオン除去工程，BHET結晶析出・固液分離工程，BHET蒸留精製工程，熔融重合工程，固相重合工程，エチレングリコール蒸留精製工程，BHETフレーク化工程等

2 審査意見

本指定開発行為にあたっては、次の各甲に掲げる審査の内容について遵守すること。

(1) 全般的事項

本計画は、使用済みとなった後、容器包装リサイクル法に基づき分別・収集され、一般廃棄物としてのペットボトル、及び産業廃棄物のペットボトルを主な原料として、これらを加工処理してペットボトル用樹脂へと再生を行うための設備を建設するものである。

事業内容としては、使用済みのペットボトルを処理して、ペットボトル用原料となる樹脂を再生するものであり、総合的な観点から、資源循環型社会の形成の一端を担う画期的な施設として評価するものであるが、事業所全体として環境保全に向け、より一層の環境への負荷の低減等を図っていくことが望まれる。

(2) 個別事項

ア 大気質

計画施設は、廃棄物となったペットボトルをペットボトル用樹脂に再生するもので、再生工程において熱源としての蒸気ボイラ及び熱媒ボイラが設置されるが、燃料には都市ガスを使用し、低NO_xバーナーを採用するなどの措置を講じ、関連法令の基準に比べて厳しい排出諸元を設定している。

しかしながら、周辺地域の二酸化窒素濃度は、近年、低減傾向にあるものの、依然として厳しい状況であり、環境への負荷を減らすため、これらの施設からの窒素酸化物の排出量（年間約35トン）は、さらに可能な限り削減するため努力すること。

イ 水質（公共用水域）

本事業の排水は、ペットボトル粉砕・洗浄排水、脱色・脱イオン再生排水、工程排水、冷却水等である。これらは、排水処理設備で物理化学処理、活性汚泥処理を施した後、京浜運河へ放流するものであるが、放流にあたっては、法令の基準に適合することから、海域への影響は小さいとしている。

しかしながら、本事業は、資源循環型社会へのモデル的事業でもあることから、京浜運河に放流する排水の水質レベルをより厳しいものとするよう努めること。また、供用後は、排水の水質について測定を行い、市へ報

告すること。

さらに、脱色・脱イオン再生排水には、ペットボトル用樹脂に添加されている微量のアンチモン化合物、コバルト化合物等が含まれること、工程排水には溶融重合で用いられた三酸化アンチモンが含まれると推測されることから、水質測定の際にはこれらの物質についても把握すること。

ウ 緑の質及び量等

緑化計画における植栽予定樹種は、そのほとんどが「川崎市緑化指針」にあげられているなど、計画地の環境特性等に適合したものを選定していることから、植生充実度の向上が図られる。植栽地の土壌については、コンクリート塊等を含み有効土層が薄いことから、客土及び土壌改良等植物の良好な生育に必要な土壌対策を行う。また、緑被については地区別環境保全水準に適合するとしており、緑化のコンセプトに基づいて緑を構成し、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせて特徴ある緑を創造している。

以上のことから、充実した緑が創出されるものと考えるが、本計画が、先進的な施設であることから、多くの視察者が見込まれることから、可能な限り質・量とも充実した緑の創出への取り組みが望まれる。

エ 騒音及び振動

建設機械の稼働に伴う騒音及び振動については、当計画地が工業専用地域であるため、地区別環境保全水準の数値等の適用を受けないが、建設機械の稼働にあたっては、低騒音・低振動型の機種を選定すること。

また、供用時における工場騒音及び振動レベルの予測値は、地区別環境保全水準に適合するとしているが、夜間の時間帯では辛うじて適合している状況であることから、設備機器等については低騒音・低振動型の機種選定に配慮すること。

オ 廃棄物（産業廃棄物、建設発生土）

建設時の産業廃棄物については、再生利用の徹底に努め、「建設廃棄物処理指針」（厚生省通知）に基づき廃棄物処理の許可を受けた処理業者により、適正な処理・処分を行い、また、供用時に発生する産業廃棄物のうち、ジエチレングリコール、蒸留残渣、異種プラスチック、さらに、廃活性炭・汚泥については、廃棄物処理法による許可を受けた処理業者へ委託し、適正に処理・処分するとしている。

これらの処分については、問題はないと考えるが、事業者責任として処分先の確認を行い、事前に市へ報告すること。

なお、汚泥については、ペットボトル用樹脂に添加されている微量の三酸化アンチモン、酢酸コバルト等が排水処理の過程で移行すると予想されるので、搬出にあたって、これらの物質について把握しておくこと。

また、建設工事に伴って発生する建設発生土は、埋め戻しに使用しても、なお、2,500・を処分する必要がある。これについては、場外再利用を行うか又は処分地を指定して適正処分する計画であるとしており、問題はないと考えるが、その処分方法についても市へ報告すること。

カ 景観

計画地は、京浜工業地帯の一角に位置しており、周辺を含めた既存の景観要素としては、工場に関連するプラント設備、倉庫、建築物、タンク等が中心となっているため、周辺環境との調和が保たれるとしているが、プラント設備の色彩等については周辺との調和に配慮すること。

キ 地域交通（交通混雑，交通安全）

建設時における工事用車両及び供用時における搬出入車両については、走行ルート of 扇町川崎停車場線における全体交通量に占める車両の割合は、建設時2.5 %，供用時1.5 %で、ピーク時交通量は、建設時9.1 %，供用時5.1 %である。また、扇町交差点における交差点飽和度は、建設時0.37，供用時0.36で、交通量の処理が可能とされる0.9 を下回っている。

したがって、工事用車両及び搬出入車両が交通量・交通流に及ぼす影響の程度は小さく、また、走行ルートは、ガードレール等交通安全施設が備わった道路であり、歩行者に対する安全は確保されているとしており、この評価は概ね妥当であると考えられる。

ク 安全（火災爆発等）

本事業では、石油コンビナート等災害防止法，消防法，高圧ガス保安法等の法令を遵守して、各種安全対策を講じるとともに、既存の防災協議会に参画し、緊急時連絡や組織体制の中で、一体となった防災体制を確立するとしている。

しかしながら、本事業において各種危険物や劇物が取り扱われることから、設置するプラント等の耐震設計はもとより、人の健康の保護と安全確保に必要な措置を講じるなど、事故防止及び安全管理の徹底を図ること。

なお、本事業で取り扱う化学物質にP R T R法に基づく特定化学物質として、三酸化アンチモン，エチレングリコール及び酢酸コバルトがあることから、これらの化学物質の排出量・移動量を把握するとともに、化学物

質の適正管理体制の確立を図り、安全保安対策には万全を期すこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

廃棄物の再資源化や地球温暖化防止への取り組みなど、事業所全体での取り組みを強化することが望まれる。

(4) 事後調査に関する事項

準備書に記載された事後調査計画に、個別事項で指摘した調査項目を加え、運転が安定した時期に調査・測定を行い、市へ適宜報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成14年 1月31日(木) 指定開発行為実施届受理

2月12日(火) 条例環境影響評価準備書縦覧公告

2月12日(火) 条例環境影響評価準備書縦覧開始
縦覧者 15人

3月28日(木) 縦覧終了

3月28日(木) 意見書締切り 意見書提出1件

4月5日(金) 条例見解書受理

4月22日(月) 条例見解書公告

4月22日(月) 条例見解書縦覧開始
縦覧者 9人

5月21日(火) 条例見解書縦覧終了

5月21日(火) 条例公聴会開催の申出締切り(3件あり、
このうち1件は関係地域外、2件についてはこの後取り消しの申し出あり)

6月7日(金) 川崎市環境影響評価審議会に諮問

4 川崎市環境影響評価審議会審議経過

6月7日(金) 「ペットボトルの循環型リサイクル施設」
について川崎市長より諮問

6月11日(火) 審議会(現地視察)

6月17日(月) 審議会(事業者説明)

7月9日(火) 審議会(答申案審議)

7月12日(金) 答申